

落札候補者必要書類の提出について (新郷分署改築工事のうち設備工事)

- 1 提出書類は、持参、郵送又は以下L o G o フォーム（自治体専用デジタル化総合プラットフォーム）により提出すること。なお、提出方法が持参又は郵送の場合、ホチキス止めを行うこと。

URL <https://logoform.jp/f/MAgx2>

- 2 各提出書類は以下のとおり。

提出方法が持参又は郵送の場合、インデックスNo. 順に整えること。

また、各提出書類にはNo. を記入したインデックスを貼付すること。

インデックスNo.	該当	提出書類
1	○	【持参又は郵送で提出する場合】入札参加資格審査申請書
		【特定企業体の場合】特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
		【特定企業体の場合】特定建設工事共同企業体協定書
		【特定企業体の場合】委任状
		【特定企業体の場合】誓約書
2	○	建設業の許可通知書又は許可証明書の写し
		最新の経営事項審査結果通知書の写し
		資格要件に定める実績が確認できる書類
3	○	監理技術者等配置予定調書（注1）
4	○	監理技術者資格者証の写し
5	○	技術者資格・免許の確認ができる書類
6	○	告示日の3か月前から恒常的な雇用関係にあることが確認できる書類（注2）
		下請発注金額等予定調書

（注1）技術者の専任を要する工事（請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）以上の工事）については、以下のいずれかの書類を提出すること。

※技術者に係る資格・免許が確認できる書類や恒常的な雇用関係にあることが確認できる書類等の提出が必要な場合、併せて提出すること。（以下の書類に記載あり。）

○主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合

⇒監理技術者等配置予定調書

○主任技術者又は監理技術者を兼務する場合

(1) 工事現場相互の距離が10.0km以内の場合（主任技術者に限る。）

⇒兼務配置予定調書（様式）

(2) 工事現場相互の距離が10.0kmを超え、かつ、請負代金額が1億円（建築一式工事にあっては2億円）未満の場合

⇒ 人員の配置を示す計画書

(3) (2)以外の場合（監理技術者に限る。）

⇒専任特例監理技術者（専任特例2号）の配置に関する届出書

★川口市ホームページに掲載されている様式を使用すること。

URL (6. 関係様式)

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01050/040/2/37391.html>

(注2) 告示日の3か月前から恒常的な雇用関係にあることが確認できる書類の例
いずれか1つの写しを提出すること

- ・ 監理技術者資格者証
- ・ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ・ 所属会社の雇用証明書、在籍証明書、就労証明書等

3 審査書類の省略について

「入札参加資格審査申請書」と「監理技術者等配置予定調書(注1)」のみの提出を求める案件のうち、予定する請負代金額が4,500万円(建築一式工事にあつては9,000万円)未満の案件については、発注者が保有又は自ら収集できる情報により本案件の入札参加資格の確認ができるため、審査書類の提出は不要とします。

審査を省略する場合、開札後に落札候補者あてメール(登録が無い場合は電話又はFAX)で通知しますが、既に専任で配置している工事の主任技術者又は監理技術者と当該審査を省略する案件の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合は、契約執行課に「兼務配置予定調書(様式)」又は「人員の配置を示す計画書」又は「専任特例監理技術者(専任特例2号)の配置に関する届出書」を提出してください。